

注 意 事 項

試験時間

第1時限	9:30～10:30	第2時限	10:50～11:50
第3時限	13:00～14:00	第4時限	14:20～15:20
第5時限	15:40～16:40		

注意事項

1. 試験中は学生証を提示して下さい。忘れた場合は、至急北館1F教学課で仮学生証の発行を受けて下さい。
2. 定期試験に欠席した場合。直ちに「追試験受験許可願」に正当な理由(証明するものを添えて)を記入の上、教学課に提出して下さい。提出のあった科目のみが受験資格審査の対象となります。
[詳細は別掲示参照のこと]
3. 担当教員、クラスによって、試験室が異なる場合がありますので注意して下さい。
4. 時間割記載科目以外はレポート又は課題提出で採点します。〔詳細はレポート一覧表参照〕

受験の心得（定期試験、追試験、再試験）

- ① 入室後、指定された席に着くこと。
- ② 試験時間中は、試験室およびその周辺では静粛を保つこと。
- ③ 学生証は必ず携帯し、監督者の指示した位置に提示する。万一、学生証を忘れた場合は、事前に教学課に申し出て仮の学生証の交付を受けること。
- ④ 筆記用具、参照許可、使用許可された物以外は、一切机上に置かないこと。
- ⑤ 携帯品は監督者の指定した場所に置くこと。
- ⑥ 試験中は、携帯電話、スマートフォンなどの電子機器類の電源は切っておくこと。計時機能がある場合でも、試験中の使用は一切禁止する。また、スマートウォッチなどウェアラブル端末の使用も一切禁止する。
- ⑦ 試験開始後 20 分以上遅刻したものは入室（受験）できない。また、試験開始後 30 分以上を経過しないと試験室から退室できない。
- ⑧ 注意事項等を試験時間割発表時に掲示するので、各自確認しておくこと。
- ⑨ その他、試験中はすべて監督者の指示に従うこと。
- ⑩ 上記の心得を守らない場合、下記に示すような不正行為があったと認められた場合、学則の定めにより当該科目や他の受験科目の無効及び懲戒等の処分が行われるので、十分注意すること。

不正行為とは次の行為を指します。その意思の有無にかかわらず、不正行為と誤解されるような行為を含め、絶対にしないよう心がけてください。

- ① 他人の学生証で受験すること。
- ② 氏名を偽って受験すること。
- ③ 許可されていない物を試験中に利用すること。
- ④ 持ち込み許可物や机などに不正に書き込みを行うこと。
- ⑤ 試験時間中、持ち込み許可物を他人との間で貸し借りすること。
- ⑥ 他人の答案を見たり、他人に答案を見せたりすること。
- ⑦ 他人と答案用紙を交換すること。
- ⑧ 試験中、他人から解答について指示を受けたり、他人に指示を与えたりすること。
- ⑨ その他、監督者によって不正と認められた行為。

警 告

受験中不正行為があった場合は、当該科目を無効とし、他の科目の無効処分と懲戒が教授会で審議されます。特に、必修科目や卒業要件科目の単位が修得できない場合は、卒業ができないことがあります。受験に際しては、くれぐれも厳正な態度で臨み、不正行為をしないよう警告します。

連 絡

〔天候等の理由による試験中止措置〕

1) 尾張西部に特別警報・暴風警報が発令された場合

尾張西部に特別警報・暴風警報が発令された場合、中止措置は次のとおりとします。

- ① 特別警報・暴風警報が午前7時以前に解除された場合は、通常通り定期試験を実施します。
- ② 発令された特別警報・暴風警報が午前7時過ぎに発令中の場合は、午前中の定期試験を中止とします。
- ③ 特別警報・暴風警報が午前10時過ぎに発令中の場合は、午後の定期試験を中止とします。
- ④ 定期試験が上記②③の理由で中止になった場合、試験日程は順延しません。翌日（または午後）からの試験は日程どおり実施します。中止になった科目の試験日時については、別に指示します。

◇ 尾張西部には、下記の市町村が含まれます。

稲沢市、愛西市、あま市、一宮市、岩倉市、大口町、大治町、蟹江町、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、飛島村、豊山町、扶桑町、弥富市

2) 東海地震注意情報が発令された場合

東海地震注意情報が発表された場合は、自宅待機とします。授業再開については、追って指示します。

◇ 東海地震注意情報とは、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に、気象庁から発表される情報です。「緊急地震速報」とは異なります。

3) 交通機関の運休・ストの場合

交通ストまたはその他による交通途絶によって授業（試験を含む）を欠席した時は、学生の届出により、その学生が通学不能であったと判断した場合は、本人の不利益にならないように配慮します。